



長寿医療制度について のお知らせです

4月から長寿医療保険料のお支払いについて「年金からのお支払い」と「口座振替」が選べるようになりました。(該当の方には「お知らせ」を送付します。)詳しくは、下記にお問い合わせください。

- ・申請期限……2月6日(金)
(8月より口座振替開始)
- ・申請窓口……住民生活課 住民係
- ・必要なもの…①振替口座の分かるもの
(預金通帳など)
②通帳のお届け印 ③保険証

問い合わせ先

住民生活課 住民係
☎73-1415

国民健康保険制度に ついてのお知らせです

4月から国民健康保険税のお支払いについて「年金からのお支払い」と「口座振替」が選べるようになりました。(該当の方には「お知らせ」を送付します。)詳しくは、下記にお問い合わせください。

- ・申請期限……2月6日(金)
(6月より口座振替開始)
- ・申請窓口……財務課 課税係
- ・必要なもの…①振替口座の分かるもの
(預金通帳など)
②通帳のお届け印 ③保険証

問い合わせ先

財務課 課税係
☎73-1413

国民年金講座

『知らなかった!』では、 大変なことに……

パート2



～ 遺族基礎年金 は残された家族の支え～

もしも、国民年金加入中の夫が亡くなったときに、残された妻や子どもの生活が困らないように年金が支給されます。

〈こんなときに受けられます〉

国民年金加入中の夫が亡くなったとき、その方によって生計を維持されていた子*のある妻(年額1,020,000円…子1人の場合。子の人数によって加算があります。)または子*(年額792,100円)に支給されます。ただし、妻だけの支給はありません。*…18歳に到達した年度末までの子か、20歳未満の障害のある子

〈例えば、妻と子がいる厚生年金加入のB夫さん(25歳)の場合〉

- B夫さんは20歳から4年間、国民年金保険料を未納、24歳から厚生年金加入、25歳のときに転職。転職するまでの1か月は国民年金未加入。再就職して3か月目に交通事故で死亡。



- しかし……。残された妻と子は、遺族基礎(厚生)年金を受け取ることができませんでした。

→ 年金を受けるには? 20～24歳の間に保険料を納めているか保険料免除または若年者納付猶予を受けていれば年金が受けられました。

具体的には 遺族基礎年金を受けるためにも、保険料の納付要件がポイントとなります。

★死亡日の前日において前々月までの国民年金に加入すべき期間のうち、保険料を納めた期間(保険料免除期間、若年者納付猶予期間、学生納付特例期間を含む)が3分の2以上(3分の1以上が未納の場合は支給されません)あることが必要です。

問い合わせ先

住民生活課 住民係 ☎73-1415

鳥取社会保険事務所 ☎27-8311